

東秩父村立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
東秩父村教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状 3
2. 目標 4
3. 計画の期間 4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . . 4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . 7

1.計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教員が健康に働き続けられるよう、勤務実態を把握し、業務量を適正化し、健康を守るために、東秩父村教育委員会（以下、村教育委員会）が組織的に取り組むための計画である。

教員の在校時間の管理・健康管理・業務削減・組織的な改善を包括的に進めるために策定する

(2) 東秩父村の現状

東秩父村では、令和2年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針を定め、具体的な取り組みとして「東秩父村立小・中学校における働き方改革基本方針」（以下「基本方針」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、東秩父村における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月30.6時間	16.7%	2.6%
中学校	月21.7時間	6.1%	0.0%

小学校では、時間外在校等時間が45時間を超える割合が16.7%と多くなっている。単級であるため、学級事務、授業準備や学年での行事の準備などを一人で行うことによる業務の負担感が大きくなっており、行事の精選や会議の効率化や校務のDX化、教科支援員の配置などを図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することができた。

中学校では、単級であるために、教科担当が一人であることですべての学年の授業準備を一人で行うことによる業務の負担感が大きくなっており、教材研究の時間の確保のため、会議の効率化や会議の効率化や校務のDX化、教科支援員の配置などを図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することができた。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・ 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする【13.8日】
- ・ 教職員に対して、働きがいについてのアンケートを実施する
- ・ ストレスチェックを実施する。

3. 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

東秩父村では、4つの視点に基づいて、以下の内容に取り組む

<4つの視点>

- (1) 教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現
- (2) 教職員の「ワークライフ・バランス」の確立
- (3) 教職員の心身の健康を意識した働き方の推進
- (4) 保護者や地域の理解と連携の促進

<取り組む内容>

- (1) 教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

あ) 専門スタッフの活用促進

- ・ 教科支援員の配置を推進し、児童生徒の支援や学力向上に活用する。
- ・ 加配教員の配置や非常勤講師等の配置を要望する。
- ・ 多様な児童生徒や保護者の悩みへの対応のため、さわやか相談員やスクール・カウンセラー、スクール・ソーシャルワーカー等の活用し支援に努める。
- ・ 専門性を有する地域人材の招聘による活用を努める。

い) 業務の効率化の推進

- ・ G I G A 端末の整備し、I C T 支援員を配置し、授業内での教師の指導への支援を行う。

- ・校務支援システム「C4t h」を活用し、教職員の事務作業の軽減が図れるように努める。
- う) 教育委員会の主催する研修及び会議の見直し
- ・村教育委員会が主催する研修に関して、内容の見直しや縮小、実施方法の工夫について検討する。
 - ・校長会議等において会議の効率化や会議の回数について検討する。
- え) デジタルツールの活用推進による業務削減・業務改善
- ・村教委、学校間の各種事務手続きの電子化を推進する。
- お) 埼玉県業務改善スタンダードの周知・活用と各学校における取組の推進
- ・各学校の管理職に対し「埼玉県業務改善スタンダード」を広く周知するとともに、学校の実情に応じて活用するよう働きかける。
 - ・各学校で行われている業前活動（部活動の朝練習を含む）については、始業前には原則行わないこととする。
- (2) 教職員の「ワークライフ・バランス」の確立
- あ) 働きやすい職場環境の整備
- ・週休日の振替変更簿、勤務時間の割振り変更簿を整備し、運用について、校長会議等で確実に指示し、適切に運用できるように指導する。
 - ・年次休暇や特別休暇の取得促進に努める。
 - ・産前休暇、育児休業等を取得する教職員の状況について、学校と連携し、早期に把握することで、適切な後補充に努める。
- い) 教員としての充実感の向上
- ・児童生徒と向き合う時間を確保し、教職員のウェルビーイングを高めるために、業務の効率化を推進する。
 - ・組織の中で自分の考えや気持ちを、誰に対しても安心して発言できる「風通しのよい職員室」をめざし、働きやすい職場環境を確立できるように、管理職のマネジメント力の向上を図る。
- う) 柔軟な働き方の推進
- ・教職員に対して「休暇等の案内」や「育児・介護の支援ガイドブック」等を配布し、説明することにより、制度の一層の理解を深め、育児休業の取得促進を図る。
 - ・フレックスタイム制の周知や、学校の特性を踏まえた留意事項、工夫事例を整理し、活用を促進する。
- え) ストレスチェック等の活用推進

- ・教職員がメンタルヘルス不調になることを未然に防止することを目的にストレスチェックにより、検査結果を個人的にフィードバックし、希望があった場合には事後指導を行う体制を整える。
- ・働きやすい職場環境を作りために、勤務時間が長い職員に対する個別面談など、教職員に対して適正な支援ができるよう、管理職に向けての研修等の充実を図る。

(3) 教職員の心身の健康を意識した働き方の推進

あ) 教職員の健康管理

- ・勤怠管理システムを運用し、客観的に教職員の在校時間を把握する。
- ・勤務が長時間になっている教職員と面談し、時間外在校時間が月80時間を超える教職員には、産業医による面接を勧めるよう、管理職を指導する。
- ・県主催の研修会への参加を奨励し、業務改善推進コーディネーターの育成を図る。
- ・県からの先行事例の紹介を行う。

い) メンタルヘルスのための職場改善

- ・労働安全衛生管理体制の整備を推進する。
- ・各種ハラスメントの防止や相談しやすい職場環境の整備に努める。

(4) 保護者や地域の理解と連携の促進

あ) 教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の推進

- ・各学校での電話対応時間など「学校における働き方改革」の取組について、保護者や地域の理解促進を図る。
- ・学校運営協議会制度を活かし、地域住民の学校教育への参画意識を高める。

い) 「学校閉庁日」の設定の推進

- ・夏期休業中に学校閉庁日を実施する際に、保護者に趣旨を確実に周知する。

う) 「東秩父村部活動方針」に関する保護者の理解の推進

- ・地域の活動団体に協力を得て、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。

え) 学校以外が担うべき業務の地域への協力推進

- ・登下校時の見守り活動をスクールガードだけでなく、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

取組の着実な実行を図るため、村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、村のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、東秩父村で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本村で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、東秩父村における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。